

[まちづくり推進]課 行 政 経 営 計 画 書 (総 括 表)

■事務事業の総括

[illegible]

令和 5 年度 事業別行政経営計画書

所属名	まちづくり推進課	予算科目 款-項-目(事業)	06-01-01(03)
事業名	農業委員会事業		

■ 基礎情報

目的	地域環境の質的な向上につながる農地の保全を目指すため、農地転用の適正審査、耕作放棄地化の未然防止など、健全な農業委員会運営に対する支援に努める。	
事務内容	・ 農業委員会が、以下に掲げる事務を適正且つ円滑に行うための支援 ・ 農業委員会総会運営 ・ 農地法関係許可申請 ・ 農業者年金関係 ・ 納税猶予関係事務	・ 農地情報公開システムの構築 ・ 農地台帳の整備（配布、回収） ・ 遊休農地、違反転用パトロール ・ 農地の利用状況及び利用意向調査
現在における経過又は課題	・ 農業委員会が抱える課題としては、農業者の高齢化及び後継者不足により、農地所有者自らが耕作したり管理することが困難な状況であり、このままでは町内農地や農業が持続していかないことが挙げられる。そこで、町としては農業委員会の課題解決に向けて、新規就農者の参入や農地利用集積を推進し、水田だけでなく畑を含めた農地全体の遊休農地化を防止するための農業委員会活動を支援していかなければならない。	
令和 5 年度の目標又は改善策	・ 課題に対する目標としては、農業委員会委員や農地利用最適化推進委員が行う農地パトロールの際、事務の効率化を図るために令和 4 年度に導入したタブレット端末を有効利用できるよう研修を行い、遊休農地化防止のための活動を支援するとともに、地域計画策定に向けて、農地所有者の農地利用に対する意向を把握しながら、農地情報の電子化や地図データ化を進め、新規就農者の参入促進や農地利用集積、遊休農地対策等の農業委員会活動が円滑に行えるよう支援する。	

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系	基本目標	第 5 章	未来へと引き継ぐ環境保全とまちの活力を創造する				
	基本政策	第 2 節	産業・経済				
成果指標							
H26 実績値	R1 実績値	R2 実績値	R3 実績値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値

■3年間の目標

目 標	・ 遊休農地の発生防止や農地の集約化による農地の適正化を進めることを目標とする。					
	項 目（単位）	R3 実績	R4 目標	R5 目標	R6 目標	R7 目標

■2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R6 年度	・ 農地情報の電子化や地図データ化を整備し、タブレット端末を活用した情報管理を行いながら、新規就農者の参入促進や農地利用集積、遊休農地対策を図る。
R7 年度	・ タブレット端末を活用した情報管理を行いながら、新規就農者の参入促進や農地利用集積、遊休農地対策を図る。

■作業工程（当該年度）

月	作 業 内 容
	●農業委員会が、以下に掲げる作業を適正且つ円滑に行うための支援
毎月	・大口町農業委員会総会の開催
4	・委員会活動計画の策定（HP による公表）（～5 月） ・委員、推進委員の改選事務（～7 月）
6	・農業者年金現況届の回収（年金受給者の現況チェック）
7	・納税猶予（税務署からの通知者）現地確認（事務局）
8	・農地パトロールの実施（委員、推進委員及び事務局）（～10 月）
11	・農地台帳の郵送、回収及び整備
12	・農地パトロール結果に係る農地適正化状況等の取りまとめ（～1 月）
3	・委員会活動点検・評価（HP 等による公表）
随時	・農地法関係許可申請等に関する現地確認（委員、推進委員及び事務局） ・農地法関係許可申請等に関する事務 ・農地相談（権利移転・転用・相続・その他）事務 ・遊休農地に関する苦情対応・処理事務 ・農業委員会会議録事務

■目標又は改善策に対する取組内容

- ・新規就農者の参入促進、遊休農地対策等の農業委員会活動支援に関する取組としては、令和 5 年 9 月に実施した農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員による農地パトロールの際に、同行した事務局職員がタブレット端末を試行的に利用した。町が策定する地域計画への協力として、愛知県の農業改良普及課と連携し、令和 7 年度に町内で新規就農を希望する方の情報を共有したり、担い手への農地利用集積・集約化の推進に向け、所有者や管理者と訪問面談しながら、適正な保全管理に関する指導だけでなく、利用意向の聞取りや集積・集約に関する協力要請を行った。また、農地パトロールでは、全体で 113 筆の耕作放棄地を現地で確認し、その後、再度令和 5 年 12 月に事務局職員で現地を確認し、是正対象とすべき農地 33 筆を確定した上で、郵送により耕作放棄地所有者に対する指導を行った。更には、年間 79 件の個別の苦情案件については、農地の所有者に対して、所有者自ら適正管理が行えない場合の提案として、個々に農地の適正管理に関する依頼文書に協定先との連携による農地の管理委託業務を紹介するチラシを同封するだけでなく、雑草が繁茂する時期を捉え、協定先からも積極的に PR してもらうよう声掛けを行い、農業委員会の活動を支援した。

■評価

- ・ 新規就農者の参入促進、遊休農地対策等の農業委員会活動支援に関する取組に対する評価としては、農地パトロールの際に、同行した事務局職員がタブレット端末を試行的に利用するだけに留まり、委員への利用研修は実施することができなかったため、今後は、委員一人ひとりがタブレット端末を活用できるよう、現地確認の際に利用研修を実施していく必要がある。町が策定する地域計画への協力として、令和7年度に町内で新規就農を希望する方の情報は共有できたため、当該年度における認定新規就農者の手続きを町が円滑にできるようつなげることができた。担い手への農地利用集積・集約化の推進に向けては、直接所有者や管理者と訪問面談することで、郵送よりも新たな集積・集約に効果があったため、今後も継続していきたいと考える。また、農地パトロールでは、是正対象とすべき農地33筆の耕作放棄地所有者に対する指導は行ったが、利用意向調査を実施することはできなかったため、今後は利用意向調査を積極的に行わなければならないと考えている。更には、個別の苦情案件については、雑草が繁茂する時期を捉え、協定先からも積極的にPRしてもらったこともあり、継続的な適正管理につながった農地もあったため、今後もこうした取組を継続しながら農業委員会の活動を支援していく必要がある。

令和 5 年度 事業別行政経営計画書

所属名	まちづくり推進課	予算科目 款-項-目（事業）	06-01-03(03)
事業名	農業振興事業		

■ 基礎情報

目的	農作物の品質向上に対する補助や経営所得安定対策を実施することにより、農業者の経済的安定を目指し生活を守る。 農業振興地域整備計画に基づき、優良な農地を確保・保全するとともに、合理的かつ生産性の高い農業を展開するため、都市的土地需要との調整を図りながら計画的な土地利用を推進する。 農業振興と農地における町民の理解、参加及び地産地消を推進する。	
事務内容	・ 地域計画策定に関する業務 ・ 農地中間管理事業に関する業務 ・ 農業の担い手に対する支援 ・ 有害鳥獣の捕獲駆除 ・ 生産調整に対する補助に関する業務 ・ 遊休農地パトロール ・ 利子補給等 ・ 猟友会（資格取得者）に委託 ・ 農振除外申出審査 ・ 農業振興地域整備計画の変更	・ れんげまつり開催 ・ ふれあい農園の管理運営及び交流会開催 ・ 農業ちゃれん塾協働委託開催 ・ 農機具のレンタル事業 ・ 大口産米粉の普及啓発の強化 ・ 朝市会支援に関する事務
現在における経過又は課題	・ 一つ目の課題としては、農業経営基盤強化促進法が一部改正により、農地の出し手と受け手の意向や年齢、後継者の有無や遊休農地などを反映した新たな現況地図の作成とそれをもとにした目標地図を作成し、概ね 5 年ごとに見直す 10 年後を将来目標に掲げた地域計画を遅くとも令和 6 年度末までに策定・公告するとともに、従来の農用地利用集積計画（町計画）が農用地利用集積等促進計画（農地バンク（農地中間管理機構）計画）に統合されるため、従前の利用権の期間満了の際には利用権設定等の手続き変更も順次行っていかなければならないことである。 ・ 二つ目の課題としては、新規就農者をはじめとする農業者に対し、安定した経営が営めるよう補助金等の支援、経営農地確保のための農地利用集積、そして、県農業改良普及課等の関係機関と連携したサポートを強化していかなければならない。 ・ 三つ目の課題としては、地産地消を進めるための取組として、業務委託やイベント開催だけでなく、恒常的、安定的な取組や仕組みを考えなければならない。	

令和5年度の 目標又は 改善策	- 一つ目の課題に対する目標としては、令和5年度上旬までには、出し手と受け手の意向や年齢、後継者の有無や遊休農地などを反映した新たな現況地図を作成し、幹線道路や河川、取水排水経路を考慮した担い手のエリア分けをしながら、作成した現況地図をもとにした目標地図（案）と地域計画（案）の作成を行う。また、統合される従来の農用地利用集積計画（町計画）を農用地利用集積等促進計画（農地バンク（機構）計画）に移行するタイミングを検討し、従前の利用権の期間満了の際には、円滑に事務が進むよう国や県から情報収集しながら、順次農地バンク計画の利用権設定に切り替えていく。 - 二つ目の課題に対する目標としては、農業者の経営安定対策については、令和5年度は米価下落に対する支援補助ではなく転作に対する支援補助を行うとともに、認定農業者等には経営改善計画や就農計画、資金計画どおりの経営が営めているかを県農業改良普及課やJAと連携を密にしながらサポートを行う。 - 三つ目の課題に対する目標としては、町が出資した農業法人や団体等と連携しながら、米粉を使ったパンや菓子、ブルーベリーやバナナ等、大口町産の農作物を原材料にした特産品の研究開発を行い、地産地消の推進に取り組む。
-----------------------	--

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系		基本目標	第 5 章	未来へと引き継ぐ環境保全とまちの活力を創造する				
		基本政策	第 2 節	産業・経済				
成果 指標	・ 担い手農家の経営農地面積							
H26 実績値	R1 実績値	R2 実績値	R3 実績値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値	
179.0ha	－	183.0ha	－	－	－	－	200.0ha	

■3年間の目標

目標						
項 目（単位）	R3 実績	R4 目標	R5 目標	R6 目標	R7 目標	

■ 2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R6 年度	・ 目標地図と地域計画を作成する。 ・ 農業者の経営安定対策へのサポートに努める。 ・ 町が出資した農業法人等と連携し、大口町産の農作物を原材料にした特産品の研究開発を行い地産地消の推進に取り組むとともに、町の農地の担い手となるよう支援する。
R7 年度	・ 目標地図と地域計画に掲げた方針のもと、農地利用集積を一層推進する。 ・ 農業者の経営安定対策へのサポートに努める。 ・ 町が出資した農業法人等と連携し、大口町産の農作物を原材料にした特産品の研究開発を行い、販路の拡大や地産地消の推進に取り組むとともに、町の農地の担い手となるよう支援する。

■ 作業工程（当該年度）

月	作業内容
毎月	・ 利用権設定事業事務 （農用地利用集積計画 → 農用地利用集積等促進計画を見据えた一括方式）
4	・ 地域計画策定に係る事務（～R6 年 3 月） ・ 転作確認（景観作物） ・ れんげまつり開催 ・ 農用地利用計画変更申出受付案件審査（四半期毎）
5	・ 転作確認（水田確認）
7	・ 農用地利用計画変更申出受付案件審査（四半期毎）
10	・ 農用地利用計画変更申出受付案件審査（四半期毎）
1	・ 農用地利用計画変更申出受付案件審査（四半期毎）
3	・ 農業振興対策事業補助金（交付事務等）
随時	・ 有害鳥獣事務（ワナ仕掛け、捕獲） ・ 農地中間管理事業（貸出農地と受け手のマッチング作業及び農地中間管理機構との協定に基づく事務手続き） ・ 多面的機能支払活動支援事業（農地とその周辺環境の保全を目的に活動する団体への交付金支払事務を含めた支援） ・ 遊休農地パトロール ・ ふれあい農園 ・ 大口町 NPO 登録団体耕作くらぶ及び新農業法人等による米粉普及活動 ・ NPO 法人ウィル大口スポーツクラブによる農業ちゃれん塾 ・ 農機具レンタル事業 ・ その他（朝市会支援に関する事務）

■目標又は改善策に対する取組内容

- ・ 目標地図（案）と地域計画（案）の作成に関する取組としては、まず現況を把握した中で現況地図を作成し、農地所有者の利用意向を踏まえながら認定農業者を中心に意見交換会を実施した。認定農業者等の意見や意向を反映した目標地図（案）を業務委託により作成した。
- ・ 農業者の安定対策に対する取組としては、認定農業者等には経営改善計画や就農計画、資金計画どおりの経営が営めているかを県農業改良普及課やＪＡと連携を密にしながらサポートを行った。また、新規就農から間もないブドウ・モモ栽培の農業者や有機栽培を行う農業者に対しては国の補助制度を活用した継続支援を行うとともに、水稻以外を作付けした農業者に対しては、転作等に対する支援として町単独の補助金交付のための作付け現地確認を行った。
- ・ 地産地消の推進に関する取組としては、これまで協働委託を行ってきた耕作くらの解散により、農力造進事業化研究を引き継いでもらう団体等を見付けることができなかったが、町が出資した農業法人と連携した特産品の研究開発を進める中で、新農業法人が大口町産のコメやイチゴをフレーバーに使ったクラフトビールを委託製造したため、町としても、にぎわい横丁等のイベント販売の際に PR 協力を行った。また、農地所有者の協力のもと、新農業法人が生食でも加工品としても人気のブルーベリーの苗木を借地に定植したため、こうした新農業法人の事業活動を支援するために、新たな特産品づくりを行う農業法人を対象とした補助制度を創設した。

■評価

- ・ 目標地図（案）と地域計画（案）の作成に関する取組に対する評価としては、認定農業者を中心に意見交換会を実施した結果、認定農業者等の意見や意向を反映させた目標地図（案）を計画どおりに作成することができ、令和 6 年度末が策定期限である地域計画の準備を整えることができた。
- ・ 農業者の安定経営に関する取組に対する評価としては、県農業改良普及課やＪＡと連携を密にしながら認定農業者等の経営状況を聞き取り、概ね安定経営ができていたことが把握できた。また、新規就農から間もないブドウ・モモ栽培の農業者や有機栽培を行う農業者に対する国の補助金や、水稻以外を作付けした農業者に対する転作等の町単独の補助金について、適正かつ迅速な交付手続きを行うことができた。更には、転作等の町単独の補助金の交付対象となる緑肥や景観形成作物の作付けを一層推進し、耕作放棄地対策への期待も含め検討した中で、令和 6 年度施行に間に合うよう単価増額のための要綱改正を行うことができた。
- ・ 地産地消の推進の取組に対する評価としては、耕作くらの解散により大口町産の米粉の販売や小麦の生産や商品化が終了してしまったが、町が出資した農業法人と連携した特産品の研究開発を進め、にぎわい横丁等のイベントにおいて販売した結果、大口町産のコメやイチゴをフレーバーに使ったクラフトビールについては多くの方から好評が得られた。また、天候に左右される中で、田から畑に転換する農地改良工事の時期とブルーベリーの定植時期の調整が難しい状況ではあったが、新農業法人と町内企業が連携し、概ね計画どおりにブルーベリーの苗木を定植することができたため、今後の支援策として新たに創設した補助制度を有効に活用してもらえるよう、更に新農業法人の活動を支援していく必要があると考える。

令和 5 年度 事業別行政経営計画書

所属名	まちづくり推進課	予算科目 款-項-目(事業)	07-01-02(04)
事業名	観光振興事業		

■ 基礎情報

目的	桜が咲く時期に多くの人を訪れる五条川において、快く桜並木を鑑賞できる環境を整える。また、観光資源として広く周知する。 既存の観光資源の他、観光資源と成り得るものを発掘し PR する。		
事務内容	・ 桜まつり関係業務 ・ 観光全般に関する事務		
現在における経過又は課題	・ 一つ目の課題としては、毎年、五条川の桜並木は地元住民から愛され観賞していただいているにもかかわらず、桜の観光名所としてはまだまだ他に知られていないのが現状である。 ・ 二つ目の課題としては、本町は五条川の桜並木や史跡以外の観光資源が乏しい町であるため、あらゆる分野から新たな観光資源を発掘し、PR していく必要がある。		
令和 5 年度の目標又は改善策	・ 一つ目の課題に対する目標としては、より多くの観光客や地元住民が集う他に負けない桜の観光名所として、五条川の桜並木を一層 PR するため、観光パンフレットだけでなく、令和 4 年度に実施したムービングライトの照明演出を充実させ、更なる誘客に取り組む。 ・ 二つ目の課題に対する目標としては、令和 5 年度からシティプロモーション戦略の第 3 期アクションプランに入らる中で、おおぐち宣伝部や NPO 法人まちねっと大口と連携して観光資源の発掘に取り組むだけでなく、新農業法人や農業団体等との連携により農産物を利用した開発する特産品も一つの観光資源と考え、発掘した観光資源をホームページで発信したり、県の観光協会等を通じて PR する。		

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系		基本目標	第 6 章	持続可能な地域経営				
		基本政策	第 3 節	情報発信・共有				
成果指標								
H26 実績値	R1 実績値	R2 実績値	R3 実績値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値	

■3年間の目標

目 標	・ 桜まつりにおけるムービングライトの照明演出を充実し、より多くの観光客や地元住民が集う他に負けない桜の観光名所にする。					
項 目（単位）		R3 実績	R4 目標	R5 目標	R6 目標	R7 目標

■2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R6 年度	- 桜まつりにおけるムービングライトの照明演出の点検評価を行い、必要であれば更なる誘客のための計画変更等の検討を行う。 - 観光資源を発掘し、町内外へのPRを行う。
R7 年度	- 桜まつりにおけるムービングライトの照明演出の点検評価を行った上で、計画変更等の検討を行う。また、更なる誘客のため、賑わい創出事業と連携しながら設置された飲食店ブースで、特産品の販売にも取り組む。 - 観光資源を発掘し、町内外へのPRを行う。

■作業工程（当該年度）

月	作 業 内 容
4 3	- 桜まつりの開催 - 次の桜まつり開催に向けた準備（ライトアップ、ぼんぼり設置等委託）
通年	おおぐち宣伝部・NP0 法人まちなっと大口との連携による観光資源の発掘及びPR

■目標又は改善策に対する取組内容

- ・ 五条川の桜並木を一層 PR することに関する取組としては、町内を流れる五条川の桜並木のぼんぼりと花見橋の上流下流付近のムービングサーチライトによる照明演出を充実させた。また、五条川桜並木の写真スポットや飲食店等を紹介する PR 用の観光パンフレットを NPO 法人まちなっと大口との協働委託で作成し、町内の公共施設や商業施設、最寄り駅（柏森、布袋、江南）、愛知県の公共施設及び近隣の観光協会等に設置し PR した。更には、無印良品ルビットパーク大口店からの提案により、NPO 法人まちなっと大口が作成した五条川桜並木 PR 用のパネルを同店内にパンフレット類と併せて設置し、五条川の桜並木の PR を行った。
- ・ 農産物を利用した開発する特産品等の観光資源の発掘及び PR に関する取組としては、新農業法人と町内企業が協力し、町内で栽培した大麦やいちごを使ってビールを製造し、にぎわい横丁等で販売し PR した。また、おおぐち宣伝部や NPO 法人まちなっと大口とともに、町内観光資源の発掘と PR の一環としてスタンプラリーを計画し、令和 6 年度実施に向けて準備を開始した。

■評価

- ・ 五条川の桜並木を一層 PR することに関する取組に対する評価としては、特に令和 4 年度から実施している花見橋の上流下流付近のムービングサーチライトによる照明演出により、多くの花見客に夜桜を楽しんでもらうことができた。中でも SNS において色とりどりのライトと音楽で演出された五条川と桜並木の画像が多数投稿されるなど、大きな反響があり、民間の観光サイトにおいて『愛知県の「みんなが行ってみたい」桜名所・お花見 2024 ランキング』で、大口町の五条川の桜並木が 1 位を獲得することができた。今回、環境対策室が実施した五条川遊覧船の事業効果もあり、新聞やテレビ等、マスメディアに取り上げていただけたことで、町内外問わず多くの方々に周知されたため、今後もマスメディアへの情報提供や SNS による情報拡散にも力を入れていきたい。また、五条川桜並木 PR 用パンフレットの設置にあたり、大変多くの方々にご協力をいただき、幅広い周知につながったため、今後も NPO 法人まちなっと大口やおおぐち宣伝部と協力して設置協力者を増やしていきたい。
- ・ 農産物を利用した開発する特産品等の観光資源の発掘及び PR に関する取組に対する評価としては、6 次産業化に取り組む新農業法人が製造したビールをにぎわい横丁等のイベントで販売し PR することができた。本町の新たな特産品としてあらゆる場で提供できるよう広めていきたい。また、令和 6 年度の実施を計画しているスタンプラリーの準備として、おおぐち宣伝部とともに観光資源になり得る町内のスポットの洗い出しが完了した。今後は、多くの方がスタンプラリーに参加できるような仕組みや企画を検討し、関係各署との調整や連携を密にしながら、更なる町内観光資源の発掘と PR に力を入れていかなければならない。

令和 5 年度 事業別行政経営計画書

所属名	まちづくり推進課	予算科目 款-項-目（事業）	08-03-01 (03)
事業名	都市計画推進事業		

■ 基礎情報

目的	土地利用の在り方や市街地開発など、都市計画に関する各種計画等の策定や調査等を行い、都市計画行政を推進する。	
事務内容	・都市計画マスタープランの策定・見直し ・都市計画審議会の運営 ・都市計画基礎調査の実施 ・都市計画基本図の作成、修正 ・生産緑地関係事務	・都市計画関連協議会事務 ・国土利用計画法に基づく届出等事務 ・測量法に基づく公共基準点管理 ・その他都市計画推進に関する事務
現在における経過又は課題	・ 一つ目の課題としては、本町の約 23%が市街化区域、残り約 77%が市街化調整区域であるため、本町では住宅を建てられるエリアが限られている現状があるため、本町の将来を見据え、住宅が建てられるような土地利用計画を検討する必要がある。 ・ 二つ目の課題としては、平成 5 年 11 月に指定した生産緑地が令和 5 年に指定後 30 年を経過することに伴い、特定生産緑地に指定しない旨の町の方針に対する生産緑地所有者の理解は得られたため、基準日以降、生産緑地買取申出や行為制限解除等の相談が多く寄せられることが想定される。故に、生産緑地制度の改正を踏まえた事務手続きを行う必要がある。	
令和 5 年度の目標又は改善策	・ 一つ目の課題に対する目標としては、将来を見据えた土地利用計画の見直しを検討するには、まずは地域住民や土地所有者のコンセンサスを得ることが必要であるため、令和 5 年度に意向調査を行う。 ・ 二つ目の課題に対する目標としては、特に、基準日以降は行為制限解除の条件が撤廃されるため、生産緑地所有者一人ひとりの状況や相談等の内容に応じて、事務手続きを円滑且つ適正に行う。	

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系		基本目標	第 3 章	災害や犯罪に強く豊かな生活基盤を創造				
		基本政策	第 2 節	生活基盤				
成果 指標	・ 市街化区域内の低・未利用地面積割合							
H26 実績値	R1 実績値	R2 実績値	R3 実績値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値	
2.2%	1.8%	1.8%	－	－	－	－	1.5%	

成果 指標	・地籍調査の進捗率						
H26 実績値	R1 実績値	R2 実績値	R3 実績値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値
97.7%	99.0%	99.0%	－	－	－	－	99.0%

■3年間の目標

目 標						
項 目（単位）		R3 実績	R4 目標	R5 目標	R6 目標	R7 目標

■2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R6 年度	・ 土地所有者等の意向調査の結果を踏まえ、土地利用計画の見直しが必要かどうかを判断する。
R7 年度	・ 土地利用計画の見直しが必要であると判断した場合は、適正かつ円滑に手続きが行えるよう関係機関と調整しながら事務を進める。一方、現時点においてはまだ見直す必要がないと判断した場合は、社会経済情勢の動向を見守りながら柔軟な対応ができるよう準備しておく。

■作業工程（当該年度）

月	作 業 内 容
4～	・都市計画基礎調査 業務委託発注 ・小口線沿線の地域住民及び土地所有者の意向調査
12	・都市計画基礎調査 完了
1	・都市計画基礎調査 県報告
随時	・尾張都市計画生産緑地地区の変更（大口町決定）事務 ・都市計画審議会の開催・運営 ・小口線沿線の地域住民及び土地所有者の意向調査結果を踏まえた土地利用方針の決定・都市計画の変更等の事務手続き ・生産緑地相談

■目標又は改善策に対する取組内容

- ・ 将来を見据えた土地利用計画の見直しの検討に関する取組としては、40 世帯の町道小口線沿線の土地所有者に対し、土地利用アンケート調査を実施した。
- ・ 生産緑地の行為制限解除に対する円滑且つ適正な事務手続きに関する取組としては、基準日直後、想定よりも少なかったが 1 件の行為制限解除の相談と、2 件の行為制限解除の申出を受けた。生産緑地制度の改正に伴う行為制限解除の条件撤廃の説明を丁寧に行うとともに、行為制限解除申出書の受理から通知までの一連の事務手続きを速やかに行った。

■評価

- ・ 将来を見据えた土地利用計画の見直しの検討に関する取組に対する評価としては、40 世帯に対する土地利用アンケート調査を実施した結果、67.5%の回答率となる 27 世帯から回答を得たが、若い世代の移住定住のために住宅地にすべきかどうかを判断できる結果には至らなかったため、時間をおいて再度個別に意向調査を行う必要がある。
- ・ 生産緑地の行為制限解除に対する円滑且つ適正な事務手続きに関する取組に対する評価としては、基準日直後の行為制限解除の相談が殺到すると想定していたが、事前に制度改正の内容やメリット・デメリット等を丁寧に説明してきたこともあり、そうした事態を招くことがなかったことについては安心している。また、行為制限解除の申出があった 2 件については、生産緑地所有者の土地利用計画に遅滞が生じないよう完結することができたため、今後も一連の事務手続きが遅滞なく行えるよう心掛けていきたい。

令和 5 年度 事業別行政経営計画書

所属名	まちづくり推進課	予算科目 款-項-目(事業)	08-03-06(03)
事業名	シティプロモーション事業		

■基礎情報

目的	持続的な人口バランスを確保するため、20 歳代後半から 30 歳代といった世帯形成期を中心とした住民の定住促進及び町外転出の抑制をはかること及び産業の持続的発展のための、新たな企業立地や優秀な人材確保を目的とする。	
事務内容	・ まちの魅力を発見する事業に係る事務 ・ まちの魅力を発信する事業に係る事務 ・ まちの魅力を磨く、まちとつながって暮らす事業に係る事務	・ 企業とまち・人をつなぐ事業に係る事務 ・ ゆかりのある人とつながる事業に係る事務 ・ 受け入れる環境を整える事業に係る事務
現在における経過又は課題	・ 一つ目の課題としては、令和 5 年度から第 3 期アクションプラン「大口町を訪れる人を受け入れるプロモーション」が始まるため、町議会や住民に対し内容を説明しながら、具体的に取り組んでいく必要がある。 ・ 二つ目の課題としては、令和 4 年度に移住・定住支援補助金の利用枠を増やしたにもかかわらず、申請者が少なかった現状があるため、本町に所縁ある若い世代の移住・定住を更に進めるための有効な PR 方法を検討し着手する必要がある。	
令和 5 年度の目標又は改善策	・ 一つ目の課題に対する目標としては、5 月開催の総務建設常任委員会協議会で第 3 期アクションプランの説明を行い、その後、速やかにパブリックコメントを行い住民に広く周知する。そして、第 1 期、第 2 期アクションプランの継続事業を実施しながら、プロモーションの最終目的である本町に所縁ある若い世代の移住・定住者が増えるように第 3 期アクションプランの事業を実施していく。 ・ 二つ目の課題に対する目標としては、移住・定住支援補助金制度を知った経緯を把握するため、これまでに制度を利用した方を対象にアンケート調査を行い、町内企業へのチラシ配布だけでなく、利用者を一層増やすための有効な PR 方法を研究し、取り組んでいく。	

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系		基本目標	第 6 章	持続可能な地域経営				
		基本政策	第 3 節	情報発信・共有				
成果 指標	・ 町ホームページによる情報提供への満足度							
H26 実績値	R1 実績値	R2 実績値	R3 実績値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値	
62. 2%	64. 3%	64. 3%	－	－	－	－	70. 0%	

■3年間の目標

目 標	・ 大口町にゆかりのある人に情報が伝わっている。 ・ 大口町へのＵターン者、定住する若者が増えている。					
項 目（単位）		R3 実績	R4 実績	R5 実績	R6 目標	R7 目標
同居支援補助金及び近居補助金の利用者		7 件	2 件	6 件	10 件	10 件
在勤者定住支援補助金の利用者		11 件	5 件	7 件	14 件	14 件

■2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R6 年度	第3期の2年目 ●大口町を訪れる人を受け入れるプロモーション ・ アクションプランの進捗管理 ・ ゆかりのある人とつながる ・ 受け入れる環境を整える
R7 年度	第3期の3年目 ●大口町を訪れる人を受け入れるプロモーション ・ アクションプランの進捗管理 ・ 受け入れる環境を整える ・ プロモーション総括

■作業工程（当該年度）

月	作 業 内 容
通年	・ まちの魅力発信協働委託
4～	「おおぐち宣伝部」との定例会議（月１回程度）を行いながら、第１期、第２期アクションプランの継続事業を実施する。
6～	「おおぐち宣伝部」との定例会議（月１回程度）を行いながら、第３期アクションプランの初年として事業を実施する。
4	・ れんげまつりにて PR
5	・ 第３期アクションプラン・議会説明 ・ 第３期アクションプラン・パブリックコメント（～6月）
11	・ ふれあいまつりにて PR
1	・ 成人式にて PR
随時	・ 小学校の授業に合わせた PR ・ 社長さんリレーインタビュー（6回程度） ・ 魅力発見ツアーの企画・実施（1回程度） ・ まちの魅力 Web ページ更新 ・ 企業との連携イベント

■目標又は改善策に対する取組内容

- ・ 第３期アクションプランの周知及び具体的な事業実施に関する取組としては、令和５年５月２２日開催の総務建設常任委員会協議会で第３期アクションプランの説明後、パブリックコメントを実施し、住民に広く周知した。また、第１期・第２期アクションプランを継続しつつ、第３期アクションプランのアクション 13「季節を感じるまちの風物詩の情報発信」では、ふれあいまつり等のイベント開催時での情報発信やアクション 14「ゆかりのある人たちの活躍を紹介」では、町内洋菓子店の店主や町内企業の社長を WEB ページで紹介した。また、アクション 15「観光客に対するおもてなしの心」では、観光振興事業と連携し、観光パンフレットの作成や無印良品ルビットパーク大口店からの提案により、NPO 法人まちねっと大口が作成した五条川桜並木 PR 用のパネルを同店内にパンフレット類と併せて設置し、五条川の桜並木の PR を行った。
- ・ 若い世代の移住・定住を更に進めるための有効な PR 方法の検討に関する取組としては、町内企業へのチラシ配布だけでなく、移住・定住支援補助金制度を利用した方を対象にアンケート調査を行った。

■評価

- ・ 第３期アクションプランの周知及び具体的な事業実施に関する取組に対する評価としては、「大口町にゆかりのある人に情報が伝わり、訪れる人を受け入れる」という目標を達成できるよう、おおぐち宣伝部を中心にアクションプランに基づいて事業を行うことができた。どの事業も概ね好評であり、多くの住民が改めて大口町へ関心を寄せるきっかけづくりができた。令和６年度以降も、第１期・第２期アクションプランを継続しつつ、第３期アクションプランが効果的に実現できるように、おおぐち宣伝部を中心に NPO 法人まちねっと大口とともに事業活動を行っていくことが重要である。
- ・ 若い世代の移住・定住を更に進めるための有効な PR 方法の検討に関する取組に対する評価としては、アンケートの結果、移住・定住支援補助金制度を知った経緯やより効果的な周知方法に対する意見を把握することができたため、令和６年度以降の更なる利用促進に向け、若い世代向けに SNS 等を使った発信をしていく方針を立てることができた。また、利用実績としては、令和４年度比で利用件数が若干増加したものの、令和５年度は、同居支援及び近居支援補助金制度の利用は５件、在勤者支援補助金制度の利用は８件と少なかったため、まずは、令和６年度中に行う SNS 等を使った周知方法で PR していきたい。

令和 5 年度 事業別行政経営計画書

所属名	まちづくり推進課	予算科目 款-項-目(事業)	08-03-07(03)
事業名	住環境整備事業		

■ 基礎情報

目的	大規模な地震の発生による建築物の倒壊等の被害から住民の生命及び財産を保護するため、旧基準木造住宅の耐震改修の促進と減災化促進及び建築物の耐震化を行うことで、地震に対する安全性の向上を図り、災害に強い地域社会の形成を目的とする。 また、家屋の所有者に対し、空家が地域の生活環境に悪影響を及ぼさないよう空家の発生予防及び空家の適正管理についての啓発を図ることを目的とする。		
事務内容	・ 木造住宅耐震改修及び減災化促進業務 ・ 建築物（多数の者が利用する建築物、通行を確保すべき道路沿道の建築物など）耐震促進業務	・ 空家対策業務	
現在における経過又は課題	・ 課題としては、木造住宅の耐震改修や除却補助制度は既に整備しているにもかかわらず、利用する建物所有者が少ない現状があるため、更に利用者を増やすための有効な PR 方法を検討し着手する必要がある。 - 同様に、地域住民等から庭木・雑草の繁茂や家屋破損による飛散の恐れなどの苦情や相談が寄せられる空き家についても、活用や除却補助制度を既に整備しているが、まだまだ利用者が少ないため、利用者を増やすための有効な PR 方法を検討し着手する必要がある。		
令和 5 年度の目標又は改善策	・ 目標としては、耐震改修等の補助制度について、ホームページや DM、窓口等あらゆる手法を検討し、1 件でも多くの方が利用してもらえるように制度を知る機会を増やす。 - また、空き家についても同様に、ホームページや DM、窓口等あらゆる手法を検討するとともに、令和 5 年度から新たに公益社団法人愛知県宅地建物取引業協会による無料相談（年 4 回）の場でも PR し、1 件でも多くの方が利用してもらえるように制度を知る機会を増やす。補助制度の PR 以外にも、福祉部局とも連携しながら老人クラブなどの団体が集う場に出向き、将来自宅が空家にならないよう生前元気なうちから子や孫と話し合ってもらおうよう周知啓発し、空き家の新規発生を抑制する。		

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系		基本目標	第 3 章	災害や犯罪に強く豊かな生活基盤を創造				
		基本政策	第 2 節	生活基盤				
成果 指標	・ 住宅の耐震化率							
H26 実績値	R1 実績値	R2 実績値	R3 実績値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値	
77.0%	87.0%	87.0%	－	－	－	－	95.0%	

■3年間の目標

目 標						
項 目（単位）		R3 実績	R4 目標	R5 目標	R6 目標	R7 目標

■2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R6 年度	1件でも多くの方が利用してもらえるよう、耐震改修等の補助制度、空家改修等の補助制度を周知啓発する。 - 空家の新規発生を抑制するため、空家対策等の周知啓発が最も有効と考えられる対象や機会を検討し、取り組む。
R7 年度	1件でも多くの方が利用してもらえるよう、耐震改修等の補助制度、空家改修等の補助制度を周知啓発する。 - 空家の新規発生を抑制するため、福祉部局とも連携しながら空家対策等の周知啓発が最も有効と考えられる方を対象にした説明会を開催する。

■作業工程（当該年度）

月	作 業 内 容
4	- 空家等調査業務（（一社）アクティブアル委託） - 過去に耐震診断を受けた所有者に対し、耐震改修等補助制度の案内送付。 - 広報掲載（耐震関連補助制度・空家対策関連制度） - 新たに空家と判断できる物件所有者への意向調査（補助制度案内含む）を送付。 7月空家意向調査の結果を受け、個別相談等の実施。 - 水道閉栓及び1年以上未使用物件調査（丹羽広域事務組合水道部依頼） - 空家等対策協議会の開催（年1回程度）
5	
7	
9	
11	
3	
随時	- 無料空家相談（年4回） - 空家現地確認（個別） - 空家適正管理依頼

■目標又は改善策に対する取組内容

- ・ 耐震改修等の補助制度を1件でも多くの方が利用してもらえるようにする取組としては、ホームページや広報おおぐち、窓口等でのPR方法に加え、SNSを利用したPR方法を検討した。そのほか、令和4年度に診断を受けた後、未対応だった10件に対し、DMにより補助金事業のチラシを送付し再度勧奨した。

また、空家対策の補助制度を1件でも多くの方が利用してもらえるようにする取組としては、ホームページや広報おおぐち、DMや窓口等でのPR方法に加え、SNSを利用したPR方法を検討した。また、令和5年度から新たに公益社団法人愛知県宅地建物取引業協会による無料相談（年4回）やふれあいまつりでの無料相談の場でもPRを行った。補助制度のPRとともに、まちなっと大口主催『「極める大人のチャレンジ講座」人生100年時代の終活～相続と遺言の話～』の参加者に対して、将来自宅が空家にならないよう生前元気なうちから子や孫と話し合ってもらおうよう周知啓発した。

■評価

- ・ 耐震改修等の補助制度を1件でも多くの方が利用してもらえるようにする取組に対する評価としては、無料耐震診断が11件と令和4年度対比で無料耐震診断が3件増加したが、これは令和6年1月1日発生の能登半島地震の影響によるものと考えられる。一方、耐震改修費補助が1件、除却費補助が2件と少なかったため、震災後間もない今、耐震に対する意識が高まっているこの機会を捉え、より多くの方に制度を知ってもらい、利用してもらえるようSNSを活用しながら効果的にPRするとともに、イベント等で人が集まる機会でも積極的にPRしていく必要がある。

また、空家対策の補助制度を1件でも多くの方が利用してもらえるようにする取組に対する評価としては、無料相談会を4回開催したところ10件の相談を受け、そのうち1件が処分（売却）に至った。また、専門家を招いて実施したふれあいまつりでの相談会では5件の相談を受けた。今後は、平日の無料相談会だけでなく、今後もふれあいまつり等の休日に人が集まる場における無料相談会を実施するとともに、より多くの方に制度を知ってもらい、利用してもらえるようSNSを活用しながら、空家対策の補助制度を効果的にPRしていく必要がある。